

チェックシート 【⑧京都市内の他区から転入されるとき】（１／２）
 区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。
 他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口 番号	課	窓口の 色
	転入届 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主 代理人	・ 窓口に来られる方の本人確認書類 （運転免許証・パスポート等） ・ マイナンバーカード ・ 住民基本台帳カード ・ 特別永住者証明書、在留カード 又は外国人登録証明書 ・ （代理人の場合は）委任状	2・3	戸籍住民担当	オレンジ
	印鑑登録	本人 又は代理人	すでに印鑑登録済みの方は手続きの必要はありません。			
	転校手続（小学校） 転校手続（中学校）	住民異動届を受理した後、転入学通知書を発行します。				
	国民健康保険 （国民健康保険にご加入の方） 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主	・ 国民健康保険被保険者証又は資格確認書 ・ マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・ （代理人の場合は）委任状	10	保険年金担当	ピンク
	後期高齢者医療	本人 又は世帯主	・ 後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書 ・ マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・ （代理人の場合は）委任状			
	重度障害老人健康管理費	本人 又は世帯主	・ 後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書 ・ 重度障害老人健康管理費支給事業対象者証又は認定シール ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 本人名義の銀行等の通帳 ・ （代理人の場合は）印鑑・委任状	11		
	国民年金（受給者）	-	「年金受給権者 住所変更届」の提出が必要な場合があります。京都西年金事務所に確認してください。 ■届出書は区役所保険年金担当（11番窓口）にあります。	京都西年金事務所		
	国民年金（加入者）	-	手続は不要です。			
	老人医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	・ 健康保険被保険者証 ・ 福祉医療費受給者証 [㊟] ・ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）	20	健康長寿推進課	緑
	介護保険 （65歳以上の方） 転入した日から14日以内	本人 又は代理人	・ 介護保険被保険者証 ・ 各種減額証（お持ちの方のみ） ・ マイナンバーカード ・ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・ （代理人の場合は）委任状	21		
	肝炎治療費の公費負担	本人 又は代理人	・ 医療受給者証 ・ 住所確認できる書類（免許証等） ・ 印鑑（内容訂正時等に必要）	24		
	被爆者健康手帳	本人 又は代理人	・ 被爆者健康手帳 ・ 住民票 ・ 印鑑（内容訂正時に必要） ・ （手当受給者は）手当証書			

チェックシート 【⑧京都市内の他区から転入されるとき】（２／２）

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口 番号	課	窓口の 色
	飲食店 （営業許可・届出等） 理容所・美容所・興行場 公衆浴場・クリーニング所等	本人 又は代理人	右記までお問合せください。 ※旅館業（民泊含む）の業務は、医療衛生センター TEL:746-7209	80	こ医療 ー療 ナ衛生 ー生	紫
	飼い犬登録変更	飼い主	・犬の登録事項変更届			
	ごみに関すること		右記までお問合わせください。	60	エコまち ステーション	

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。
 京都西年金事務所 TEL：323-1170 右京区西京極南大入町81（天神川五条上る一筋目西入）
 ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 ※IP電話・PHSからは03-6700-1165

2F

	重度心身障害者医療 転入後速やかに		- 健康保険被保険者証 - 福祉医療費受給者証(障) - 身体障害者手帳（1、2級の方） - 療育手帳（A判定の方）			
	特別児童扶養手当	父又は母 代理人	マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は マイナンバーカード （請求書、配偶者、対象児童及び扶養義務者分）			
	身体障害者手帳	本人 又は代理人	- 該当する手帳 - マイナンバー通知カード及び本人確認書類 又はマイナンバーカード（対象者又は対象児分）			
	療育手帳					
	精神障害者保健福祉手帳	本人	精神障害者保健福祉手帳 新住所を確認できるもの			
	自立支援医療費（精神通院） （更生医療）	本人	右記までお問合せください。			
	難病等の医療費の公費負担	本人 又は代理人	- 医療受給者票 - 住所確認できる書類（免許証等）	51 52	子どもはぐくみ室	
	児童手当 転入後速やかに	受給者 又は代理人	金融機関を変更される場合は、請求者名義の銀行等の通帳 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）			
	子ども医療 転入後速やかに	保護者 又は代理人	- 子どもの健康保険被保険者証 - 子ども医療費受給者証 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）			
	保育所	保護者	右記までお問合せください			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください			
	児童扶養手当 転入後速やかに	受給者	右記までお問合せください。 世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	ひとり親家庭等医療 転入後速やかに	受給者	- 印鑑 - 受給者全員の健康保険被保険者証 - 福祉医療費受給者証(親)（受給者全員分） 世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	小児慢性特定疾患の医療費 助成	保護者	- 受給者証 - 健康保険被保険者証 （変更ある方：右記までお問合せください）			
	自立支援医療費（育成医療）	保護者	- 受給者証 - 健康保険被保険者証 （変更ある方：右記までお問合せください）			
	乳幼児健康診査 〔4歳以下の 子どもがいる方〕	保護者	右記までお問い合わせください。 届出がないと、乳幼児健康診査など個別のお知らせが 届かない場合があります。電話連絡でも結構です。	53		
	防災マップの受け取り 自治会・町内会の加入に 関すること		右記までお問合わせください。	地域力推進室		

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123 （同分室のみ郵送可）
 〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階